

島根県・竹島の我が国の領有権の確認と対韓国外交の早期正常化を 求める意見書

島根県・竹島は、歴史的にも国際法上の観点からも我が国の領土であることは疑いはない。しかしながら韓国は、竹島を不法占拠し、施設構築等を強行しており、こうした不法占拠に基づいた竹島に対するいかなる措置も法的な正当性を有するものではなく、決して容認できない。

そして、韓国の李明博大統領が8月10日に竹島に上陸した。我が国はこのことを強く非難するとともに、韓国が竹島の不法占拠を一刻も早く停止することを求める。

また、今回のこのような行為は、これまで連綿と築きあげられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。日本政府はこの事態を深刻に受けとめ、韓国に対し、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらねばならない。

韓国は、我が国にとって安全保障上、経済上も重要な隣国であり、本県においても経済、文化交流など親密な関係のある国のひとつである。

よって、宮崎県議会は、李明博韓国大統領をはじめ韓国政府、韓国国民が賢明かつ冷静な対応をすることを強く希望するとともに、政府に対し、竹島問題の重要性に鑑み、韓国に対し我が国の領有権に基づく然るべき対応をとるとともに、対韓国外交の早期正常化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
国土交通大臣	羽田雄一郎	殿
防衛大臣	森本敏	殿
法務大臣	滝実	殿
財務大臣	安住淳	殿
外務大臣	玄葉光一郎	殿
内閣官房長官	藤村修	殿